

# ソーシャルワーカー（受託事業）募集

会の最大目的である、県民福祉の向上のため、受託事業のソーシャルワーカーとして働いてみませんか。

住まいを失っているか、失いそうな方の、住まい探しを本人と一緒にしながら、本人の力を引き出し、様々な制度やサービスを駆使して、地域で安心して暮らせるように支援する住宅SWの仕事、

生活に困窮している方の相談にのり、状況から課題を整理し、本人に寄り添い、関係機関と連携し、解決に向かい、希望をもって安定して生活できるよう支援する生活困窮者支援事業相談員、  
どちらも大変魅力のある仕事です。

ソーシャルワーカーになってまだ経験が  
足りないなあとと思っている方

メンター制をとっています。丁寧に先輩ソーシャルワーカーが教え、育ててくれます。力をつけたら羽ばたいて、地域で生かしてください。

ソーシャルワーカーとして、  
既存の事業所の中では物足りなくなってきた方

制度の枠を超えた対応が求められるクライアントが多く、ソーシャルワーカーとして、大変やりがいのある仕事です。  
あなたの力を生かしてください。そして、後進を育てていきましょう。

自分の事業所を持って仕事をしてるけど、週に3日、社会福祉士会で働いて、ソーシャルワークの力を付けたいと思っている方

週に3日～5日まで、ご自分の仕事の都合で選べます。  
週に3日以上から雇用保険に入ります。  
4日以上は社会保険に加入します。

募集職種	住宅ソーシャルワーカー・生活困窮者自立支援事業相談員
職務内容	住宅SW・生活保護受給者や困窮の方で住まいに困っている方の住まいを探し、転居後、関係機関とのネットワークにより、地域で安心して生活できるように支援します。 生活困窮者自立支援事業相談員・生活の困窮している方の相談にのり、寄り添いながら他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。
対象事業	住宅SW事業（県・さいたま市・戸田市・蕨市・東松山市・秩父市・白岡市） 生活困窮者自立支援事業（さいたま県東部・入間市）
活動域	受託している県・市の行政区域
勤務時間・曜日等	平日8：30～17：15（2か月に1度土曜日出勤があります）週3日以上
応募資格	社会福祉士会正会員、または入会を考えている方
必要経験年数	福祉の相談業務2年以上
採用時期	随時
給与	日給月給制です。試用期間6か月間は1日12,000円、その後14,100円 （内部評価により試用期間を3か月に短縮も有り）
その他待遇	交通費実費支給、有休あり、勤務日数により社保加入可
雇用期間	年度末まで（次年度以降受託した場合は継続）
必要書類	履歴書・職務経歴書
応募方法・書類提出先	筆記試験と面接があります。（応募状況に応じ、随時行います。）
応募締め切り日	9月末
募集人員	若干名
問い合わせ先	048-764-9348
担当者	竹嶋 紘
申し込み先	〒338-0003さいたま市中央区本町東1-2-5 ベルメゾン小島305号室 公益社団法人埼玉県社会福祉士会さいたま市住宅SW事業宛